

新型コロナウイルス 感染症対策

① ワクチン接種情報

問 健康推進課 新型コロナウイルスワクチン接種準備班
☎(内線)3346

現在、接種対象となる12歳以上の全ての方の予約を受け付けており、希望するほぼ全ての方の2回の接種が、10月中に完了する予定となっています。

このため、集団接種は、現在予約を受け付けている10月の日程で終了予定です。接種をご希望の方は、お早めに予約をお願いします。

● 予約方法

コールセンターとインターネットで受け付けています。

■ コールセンター

(平日の午前9時～午後5時)

☎ 0570-200-096

■ インターネット

(24時間受け付け)

二次元コードまたは町ホームページから



◆ ワクチン接種 Q & A

ワクチン接種について多く寄せられている質問をQ & Aでお知らせします。

Q. ワクチンの種類は選べる？

A. 愛川町では、集団接種・個別接種ともにファイザー社製のワクチンを使用しています。

厚生労働省
新型コロナワクチンQ&A



Q. 子どものワクチン接種は何歳から？

A. 町で使用しているファイザー社製ワクチンの対象が、現時点では「接種日に満12歳以上の方」となっているため、接種は12歳からです。なお、新たに12歳になる方へは、「12歳となる誕生日の属する月の翌月1日」に接種券を発送し、接種の調整をしています。

Q. 未成年が接種する場合、親の同意書は必要？

A. 16歳未満の方は、予診票に保護者の署名が必要で、接種の際には、保護者の同伴を基本とします。16歳以上の方は、保護者の署名や同伴は必要ありません。

Q. 町から送られてきた接種券の中に予診票が2種類入っているが、どちらを使えばいい？

A. 町の集団接種会場や町内の医療機関では、複写式の予診票を使用してください。接種券と一緒にとじられている予診票は、国の大規模接種会場など、複写式ではない予診票が必要な会場でご使用ください。

ワクチン接種を受けたら

ワクチン接種後は、接種部位の痛みや、倦怠感^{けんたい}、発熱、頭痛、関節痛などが生じることがあります。できるだけ接種当日や翌日に無理をしないで済むように予定を立てておきましょう。

接種当日の注意点

- 激しい運動や飲酒は控える
- 接種部位を清潔に保つ（入浴は可）
- 接種部位をこすらない

副反応等に関する専門相談コールセンター

☎ 045-285-0719（24時間対応）

ワクチン接種後に生じた副反応に関する相談など、医学的知見が必要となる専門的な相談を受け付けるコールセンターです。

ワクチン接種により、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、接種完了後に発症したというケースも報告されています。2回目の接種が済んだ後でも、引き続き感染予防対策の徹底をお願いします。

予約のキャンセルは必ずご連絡ください

ワクチンを無駄にしないため、急な体調不良などで接種が困難な場合は、必ずキャンセルの連絡をしてください。

前日までのキャンセルは、集団・個別ともに健康推進課へ、接種当日のキャンセルは、集団は健康推進課、個別は各医療機関へ電話してください。

予防接種健康被害救済制度

極めてまれではありますが、予防接種で健康被害が起こることもあるため、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金の給付など)が受けられます。必要な手続きなどについては、健康推進課へお問い合わせください。

現在、感染の中心となっている新型コロナウイルスの「デルタ株」は、感染力が従来の「アルファ株」の約2倍強いと言われています。いつでもどこでも感染する危険性がありますので、ワクチン接種が済んだ方も含めて、気を緩めることなく感染予防のための対策の徹底と継続をお願いします。

② 新型コロナウイルス感染症対策支援事業

ご利用ください！ 「あいかわ景気盛リアゲ券」

第1・2弾で、既に1億7千万円の経済効果！
第2弾配布率94%、利用率50%（8月末現在）

事業者の皆さんを応援するために、町内の約250店舗で使える、1人当たり3,000円分の商品券「あいかわ景気盛リアゲ券（第2弾）」を、全町民の皆さんにお配りしています。ぜひ、ご利用ください。



※ 商品券の引き換えがお済みでない方は、引換券をお持ちの上、役場本庁舎4階の商工観光課窓口で引き換えてください（平日の午前8時30分から午後5時まで）。

● **利用期間**
12月31日（金）まで

● **利用可能店舗**
商品券とともにお渡しした一覧表、または右の二次元コードから、町ホームページをご覧ください。



取扱店の声

「盛リアゲ券」のおかげで、外出のついでに券を使って買い物をしてくれる方が多く、常連さんだけでなく、新規のお客さんの来店も増えました。お客さんが一度に買われる金額も増えているので、本当に助かっています（町内のパン屋さんより）。

問 商工観光課 商工労政班 ☎（内線）3522

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯への生活支援を行うため、国から給付金が支給されます。まだ受け取っていない対象者の方は、お問い合わせください。

● 支給対象

令和3年度の住民税（均等割）が非課税の世帯、または令和3年1月1日以降に収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯

● 支給対象児童

平成15年4月2日から令和4年2月28日までに生まれた児童（障がい児は平成13年4月2日生まれ以降）

● 支給額

児童1人当たり50,000円

● 申請期限

令和4年2月28日（月）

問 子育て支援課 子ども福祉班 ☎（内線）3362

オンライン学習家庭環境整備費補助制度

大学などのオンライン授業で使用するために、パソコンなどの機器を新たに購入する場合に、費用の一部を補助します。

● 主な対象要件

- 令和3年4月1日以降に入学した町内在住の大学生など
- 令和2年中の世帯年収が500万円未満

● 補助額

購入金額の2分の1（上限30,000円）

● 申請方法

申請書に必要書類を添付の上、12月28日（火）までに、企画政策課へ。

問 企画政策課 企画政策班 ☎（内線）3233